

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各都道府県警察の長
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
殿

警察庁丙人発第12号
令和8年2月5日
警察庁長官官房長

警察の在るべき姿を踏まえた綱紀粛正と適確な組織運営管理の徹底について（通達）

警察は、国民の負託を受け、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという極めて重大な責務を担っており、その責務を果たす上で、国民の信頼及び協力を確保することが必要不可欠である。

令和7年中は、警察の捜査や人身安全関連事案への対応に対する国民の信頼を損なう事案が発生した。警察庁としてもこのような事案が発生したことを重く受け止め、全国警察で取り組むべき事項について、再発防止策を取りまとめ、その徹底を指示してきているところである。

さらに同年中は、これら事案に加え、非違事案が相次いで発生した。警察庁としてもこのような事態を踏まえ、綱紀粛正の徹底を指示してきたところであるが、結果として全国警察の懲戒処分者数は337人と、過去10年で最多となった。この要因として、組織の規律自体が、目に見えないうちに、徐々に緩みつつあるのではないかと強く懸念されるところである。

冒頭に述べたとおり、警察活動は国民の信頼と協力の上に成り立つものであり、ひとたび失われた信頼や協力を回復するのは容易ではない。かかる点を全国の警察職員ひとりひとりが今一度強く自覚する必要がある。

その上で、各位にあっては、自らの規律を保持するのは当然のこととして、部下職員に対し、過去における警察不祥事と警察改革の内容を踏まえつつ、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕するという、警察の在るべき姿について、改めて指導教養を徹底するとともに、非違事案の要因を踏まえた再発防止策を徹底されたい。

また、引き続き緻密かつ適正な捜査及び人身安全関連事案への適切な対応を図ることはもとより、各位自らが、都道府県警察あるいは各所属における最高責任者として、部下職員が警察活動の基本を徹底し、やるべきことを愚直に行っているか、要所要所において自らの目で確認するなどして、適確な組織運営管理の徹底を図られたい。

なお、「警察職員の一層の綱紀粛正について（通達）」（令和5年12月12日付け警察庁丙人発第195号）については廃止する。